

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
12 番	小 林 敏 美 君	13 番	衣 斐 弘 修 君

欠席議員（1名）

11 番	丹 羽 豊 次 君
------	-----------

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	高 木 一 幸 君	健康福祉課長	中 村 繁 範 君
住 民 課 長	桐 山 浩 治 君	建設課長補佐	山 口 哲 司 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	中 島 健 司 君
会計管理者兼 会 計 課 長	三 浦 高 雄 君	消 防 主 任	吉 田 守 男 君
教 育 課 長	渡 辺 眞 悟 君	学 校 教 育 課 長	乾 豊 君
生涯学習課長	多 賀 清 隆 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	藤 塚 怜 奈		

4 議事日程

日程第1 議第48号 専決処分の承認について

日程第2 議第49号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時 00 分 開会

議長（広瀬文典君） これより平成23年第 5 回垂井町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定しました。

本日の会議録署名議員には、会議規則第99条の規定により、4 番 角田寛君、5 番 藤埴理君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 議第48号 専決処分の承認について

議長（広瀬文典君） 日程第 1、議第48号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、議第48号 専決処分の承認についての提案理由を御説明申し上げます。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部が、平成23年10月1日から施行されることに伴い、関係する 5 条例を改正する必要性が生じ、地方自治法第179条第 1 項の規定により、平成23年 9 月30日に専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは、ただいま提案がございました議第48号 専決処分の承認についての補足説明をさせていただきます。

今回制定されました法律でございますが、非常に名称の長い法律でございます。障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律でございますが、当該法律が10月1日、一部24年の4月1日というものもございまして、施行されたことに伴いまして、関係条

例を改正する必要が生じまして、平成23年9月30日に専決処分をいたしたものでございます。

この法律そのものにつきましては、福祉分野の法律でございますが、当町における改正条例による改正に及ぶ条例につきまして、多岐にわたっております。こういった関係から、私の方から補足説明をさせていただきます。

今回の法律の内容につきましてですが、この法律による障害者自立支援法の一部改正に伴う、引用しております条例の条項の整理を行うものでございまして、具体的な障害者自立支援法の改正の内容につきましては、障害者自立支援法第5条におきましては、皆様方御存じのように、障害者福祉サービスの種類を規定しているところでございます。10月1日の施行分といたしまして、視覚に障がいを持っておられる方々の同行援護のサービスが新たに同条第4項として加えられたわけでございます。また、平成24年4月1日の施行分といたしまして、同条第8項に規定の児童デイサービス事業の実施が児童福祉法に移行されるといったことによりまして、削除するというところでございます。こういったことから、条項の整理をするものでございます。

この条例によりまして整理する当町の条例でございますが、今回提案しております条例をごらんになっていただきたいと存じますが、まず1番目に垂井町消防団員等公務災害補償条例、この条例につきましては、介護補償について規定をいたしております第9条の2でございます。

2番目といたしまして、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例でございます。こちらにつきましても、介護補償について規定をいたしております第10条の2でございます。

次に、3番目といたしまして、垂井町ねたきり老人等介護慰労金支給に関する条例でございます。こちらの条例につきましては、支給額及び支給方法等を規定しております第4条の関係でございます。

次に、4番目でございますが、垂井町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例、この条例につきましては、事業について規定をしております第3条関係。

最後でございますが、五つ目といたしまして、垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例、こちらにつきましては、設置について規定している第1条でございます。

それでは、専決処分をさせていただきました条例の説明をさせていただきますが、あわせてお配りしてございます新旧対照表をごらんになっていただきたいと存じますが、こちらの第1条、第3条、第5条、第7条及び第8条につきましては、先ほどから申し上げておりますように障害者自立支援法第5条に第4項として、視覚障がい者の方への同行援護サービスの事業が加えられたことによるものでございます。

また、第2条、第4条及び第6条につきましては、同法第5条第8項に規定されております児童デイサービス事業が削除されることによりましてそれぞれ条項の整理を図ったものでございます。

附則といたしまして、この条例中、第1条、第3条、第5条、第7条及び第8条につきましては平成23年10月1日から、第2条、第4条及び第6条につきましては、平成24年4月1日か

ら施行させていただくものでございますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

以上、私の方からの補足説明とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第48号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第2 議第49号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

議長（広瀬文典君） 続いて、日程第2、議第49号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第49号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、人事院勧告に準じて俸給月額を引き下げのため、行政職給料表を改正するものであります。

細部につきまして、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 議第49号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正についての補足説明をさせていただきます。

今回の条例の改正につきましては、平成23年9月30日の平成23年人事院勧告に準じまして、一般職職員の給与を改定するものでございまして、基準日でございます平成23年12月1日まで

に垂井町の職員の給与に関する条例を改正する必要があるものでございまして、今回提案をさせていただきます。

今回の改正の内容につきましては、50歳代を中心といたしました40歳代以上の給与の引き下げでございまして、平均につきまして0.2%ほどの引き下げを行うものでございます。

それでは、垂井町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきますが、あわせてお手元にお配りしてございます新旧対照表をごらんになっていただきたいと存じますが、今回の改正につきましては、別表第1の行政職給料表を改めるものでございます。

改められる内容につきましては、先ほど申しました新旧対照表にアンダーラインでお示しをした部分が改正の部分でございます。

附則といたしまして、第1項におきましては、この条例につきましては、平成23年12月1日から施行するものでございます。また、第2項につきましては、今回の改正によりまして、月例給の遡及改定は行いませんが、4月からこの改定の実施月の前日、いわゆる11月までの期間に係る民間との格差相当分を年間給与で見ても解消するものでございまして、減額改定対象職員の月額給与につきまして、0.37%の調整率を乗じた額に4月から11月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給されました期末・勤勉手当の合計に、この調整率を乗じた合計額を12月の期末手当の額で減額調整をする旨の規定でございます。

以上、補足説明とさせていただきますが、よろしく御審議の上、御理解賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 吉野誠君。

〔7番 吉野誠君登壇〕

7番（吉野 誠君） 人事院勧告に基づく給料の削減というお話ですが、新旧対照表を見ても数字が羅列してあって、アンダーラインが引いてあるんですが、例えば垂井町の場合、具体的に課長級で幾らぐらいの数字が当てはまるのかと、それから課長補佐では幾らの給料になるのかと、それから係長では幾らになるんだと、平均値ですね。そいつをお示し願いたいと思います。ただ、数字の羅列だけではちょっと何もわかりませんので、よろしくお願いをいたします。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 7番議員の御質問でございますが、課長級、それから課長補佐級、それから係長級の給与の関係でございます。

まず課長級につきましては、6級、7級の給与ベースで支給をしております。それから、課長補佐級につきましては5級、それから係長につきましては4級でございます。

議員御質問のそれぞれ課長級、補佐級、それから係長級のそれぞれ幾らほどの減額になるのかという御質問でございますが、こちらにつきましては、非常にそれぞれ職員でも給料の勤務年数、あるいは課長になった年数によりまして月額給与に格差がございまして、今回の改正に基づきます給与の減額でございますが、先ほど私の補足説明の中で0.2%という数字を申し上げました。この0.2%の数値が大体いかにほどになるかということでございますが、当然こちらの数字につきましても、人事院の勧告を基準にいたしまして給料表の改正を行うものでございますが、0.2%といえますと大体890円ほどの月額のマイナスでございますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

〔挙手する者あり〕

議長（広瀬文典君） 7番 吉野誠君。

〔7番 吉野誠君登壇〕

7番（吉野 誠君） 今、総務課長から説明がありましたけど、0.2%で890円ばかり下がると。

だから、私が聞きたいのは、この羅列でどこに課長さんたちの給料が幾らというのはわかりませんので、平均でよろしいので、係長・課長補佐・課長という平均値を出していただいて、その中で、この新旧の中の数字はここら辺ですよということをお示し願いたいと思っておりますので、時間がかかってもよろしいので、ひとつやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（広瀬文典君） では、暫時休憩いたします。

午前9時20分 休憩

午前9時49分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

先ほどの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 先ほどの7番議員の再質問でございますが、係長級以上のそれぞれ平均月額給料は幾らかという御質問でございますが、課長級につきましては7級、一部6級がございまして、7級職員で平均で43万9,665円でございます。また、課長補佐、それから主幹も入ります6級でございますが、平均月額給与が41万7,235円でございます。それから、次に5級でございます。こちらは課長補佐級でございますが、39万7,433円でございます。次に係長級でございますが、37万5,413円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第49号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成23年第5回垂井町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時51分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 文 典

会議録署名議員 角 田 寛

会議録署名議員 藤 埴 理